

# 債権仮差押命令申立書

収 入  
印 紙

平成25年10月10日

東京簡易裁判所民事第8室 御中

債 権 者 ○ ○ ○ ○ 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

## 申立ての趣旨

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者は、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。との裁判を求める。

## 申立ての理由

### 第1 被保全権利

- 債権者は、債務者に対し、平成24年3月3日、弁済期を平成25年3月2日、利息を年1パーセント、遅延損害金を年5パーセントと定めて、金100万円を貸し渡した(甲1, 甲2)。

2 債務者は、弁済期日である平成25年3月2日に上記債務を履行しない（甲5）。

3 よって、債権者は、債務者に対し、本件金銭消費貸借に基づき100万円並びにこれに対する平成24年3月3日から平成25年3月2日までの約定利息1万円及び平成25年3月3日から本件申立日である平成25年10月10日までの損害金30410円の支払請求権を有する。

## 第2 保全の必要性

1 債務者は、本件以外にも多額の借金を抱えており（甲5）、債権者が債務者から本件債務の弁済を受けられる見込みはなく、債権者は、債務者に対して貸金返還請求権の履行を求めるための訴訟を提起すべく準備中である。

2 債権者が債務者に対し、平成25年3月3日に、上記貸金の返済を電話で請求したところ、債務者から、現在求職中であり、収入が全くないので、返済することができない旨の話があった（甲5）。また、債務者の住居も借家であり、債務者所有の不動産はなく（甲3、甲4）、第三債務者に対する預金債権しか見るべき資産はない。

しかし、これも現在の債務者の生活状況からすれば、いつ引き出されるかも分からない状況にあり、債権者が後日、本案訴訟において勝訴判決を得ても、その執行が不能あるいは著しく困難となるおそれがあるので、執行保全のため、本申立てに及ぶ次第である。

## 疎明方法

甲1号証	金銭消費貸借契約書
甲2号証	印鑑登録証明書(債務者)
甲3号証	不動産登記事項証明書(△△△△所有の建物)
甲4号証	不動産登記事項証明書(△△△△所有の土地)
甲5号証	報告書
甲6号証	第三債務者のホームページ(送達先支店名の所在地のわかるもの)

## 添 付 書 類

甲号証	各1通
第三債務者に対する陳述催告の申立書	1通

注1:当事者目録, 請求債権目録及び仮差押債権目録を, この申立書の下に重ねてステープラー(「ホッチキス」など)で留め(左綴じ), 各ページ下部余白にページ数を付してください。

注2 :各ページの上部余白に捨印を押してください。

## 当事者目録

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都千代田区内幸町〇丁目〇番〇号(送達場所)

債 権 者 〇 〇 〇 〇

電 話 (〇〇)〇〇〇〇—〇〇〇〇

FAX (〇〇)〇〇〇〇—〇〇〇〇

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都豊島区池袋本町〇丁目〇番〇号

債 務 者 〇 〇 〇 〇

東京都中央区銀座〇丁目〇番〇号

第 三 債 務 者 株式会社〇〇銀行

同代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

(送達先)

〒〇〇〇—〇〇〇〇 東京都港区六本木〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇銀行六本木支店

## 請 求 債 権 目 録

金104万0410円

ただし、債権者が債務者に対し、平成24年3月3日、弁済期平成25年3月2日、利息年1パーセント、遅延損害金年5パーセントの約定で貸し渡した貸金元金100万円並びに平成24年3月3日から平成25年3月2日までの約定利息1万円及び上記元金に対する平成25年3月3日から平成25年10月10日まで年5パーセントの割合による遅延損害金30410円の合計金

## 仮 差 押 債 権 目 録

金104万0410円

ただし、債務者が第三債務者(〇〇支店扱い)に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

### 記

- 1 差押えや仮差押えのない預金とある預金とがあるときは、次の順序による。
  - (1) 先行の差押えや仮差押えのないもの
  - (2) 先行の差押えや仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金とがあるときは、次の順序による。
  - (1) 円貨建預金
  - (2) 外貨建預金

ただし、仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場（先物為替予約がある場合には、その予約相場）により換算した金額。
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
  - (1) 定期預金
  - (2) 定期積金
  - (3) 通知預金
  - (4) 貯蓄預金
  - (5) 納税準備預金
  - (6) 普通預金
  - (7) 別段預金
  - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付された番号の若い順序による。